

# 協力高事件 — 史料の紹介 —

林 匡

はじめに

協力高事件とは、明治・大正期の鹿児島県で生じた、協力高を中心とした旧藩士卒の復祿運動に関するものである。この協力高とは、江戸時代の薩摩藩領における外城制度を背景にした独特の祿制であり、落合弘樹氏の示されたように、各郷（外城<sup>①</sup>）の「郷士からの拠出によって設けられた共同所有の祿高<sup>②</sup>」である。その性格をめぐっては、旧薩摩藩士族と政府との間には認識の相違があった。

本稿では、協力高事件そのものや、旧藩の制度についてなど、今後の研究に資することを目的として、協力高事件に関する史料情報を紹介する。

## 一 協力高事件の先行研究

協力高事件の先行研究には、注<sup>②</sup>に掲げた、落合弘樹氏の論考<sup>③</sup>がある。落合氏の丹念な調査・整理に基づく論考により、事件の経緯・内容の概略を以下に記す。

鹿児島藩・鹿児島県の秩祿処分<sup>④</sup>の過程は、まず明治二（一八六九）年八月に祿制改革<sup>⑤</sup>が行われ、同七年、地租改正に着手。土地所有者とみなされた者に地券が発給され、祿高に対する金祿公債証書も交付される。郷士の多くは地主化し、県会や町村行政に影響力を残す。同九年八月五日、金祿公債証書発行条例公布、家祿・賞典祿が廃止され公債が支給される。鹿児島県では祿税賦課や金祿改定も実施されておらず、公債化による秩祿処分への対応が急務となる。この際に鹿児島藩特有の売買祿（士族が自力開墾により所持した高。売買も許可されていた。明治二年の届出高は、三六万二九〇八石）が問題となる。同年九月二十七日、太政官布告第百二十三号で、以後、いかなる事情があっても祿高の引き直しを一切しないことを政府は示した。各府県や大蔵省に多数寄せられていた復祿請願は、以後、門前払いとされた。鹿児島県では同年十二月十一日の太政官布告第百五十二号で、金祿公債化に際し、祿高の高下に関わらず一律七年分に一割の利子を施す特例が追加され、家祿の公債化が着手される。ただし、明治十年二月に起こった西南戦争のため処理事務が停滞。同年五月、新県令岩村通俊が着任し、大蔵省官員により祿高事務の整理が行われるが、九月に西郷軍が鹿児島を奪還し県令以下が避難、大蔵省官員の集めた書類も焼失する。明治十一年秋に金祿帳がようやく完成、翌十二年から金祿公債証書発行の事務が開始されたという。

## （一） 鹿児島藩の秩祿処分

明治二十二年の大赦令で士族反乱関係者などの国事犯が復権、同

二十五年に、没収された家禄に相当する公債証書が元国事犯らに給される。このため、全国から帝国議会で禄高の引直しを求める請願が寄せられ、衆議院で救済法案が可決される。明治三十年十月二十九日の家禄賞典禄処分法公布により、一箇年の出願期間内に限り、復禄請願を大蔵省が受付け、不足分があると認知されるものについて相当額の公債を給付することとなる。このため、大蔵省への不足高請求、行政訴訟が数多く行われた。

鹿児島県では、これ以前から、多数の復禄請願がなされており<sup>⑤</sup>、最大のものが旧藩以来の協力高に関する請求であり、請願人は、鹿児島県三九一人、宮崎県四一二人という。この協力高をめぐる問題は、以後も長期にわたり継続した。

## (二) 協力高をめぐる請願と政府の対応（大正十一年まで）

「郷士からの拠出によって設けられた共同所有の禄高」の協力高は、郷校運営や郷費などに充てられた、薩摩藩特有の禄制である。落合氏が紹介された、明治二十六（一八九三）年の政府調査<sup>⑥</sup>によれば、郷により軍役高、模合高と称し、中には門高と称え、百姓持地で他の知行高と同じようなものがあつた。また、過上高として、明治二年八月の禄制改革で上級武士が返上し小高・無高に払下げるべきところ、買い手がつかない高を協力高同様に郷校費・郷費などの支払資金としたもの、仕明地（士族の協力で開墾し、共有高としたもの）、返献高（旧藩で諸郷とも他郷の拘地高を認めないこととなり、官納分をその郷において払い受け、所有高・協力高としたもの）など成立は種々であること、いずれも、一郷共有名義の高であるという。大蔵省の説明では、明治四年に届出の

あつた協力高は一万七七三石。明治五年・同九年の二度、鹿児島県が一万四一四六石を個人に払下げ、売払いの代金は、各郷の郷校など公共の経費に充て、残高三六五二石余は各郷名で金禄公債証書を下付し、処分完了とされたという。

明治二十一年以来、鹿児島では、本渡康隆（矢一郎）らを代表とした運動が開始されたという。同二十三年、鹿児島・宮崎両県の士族から、協力高・売買禄・蔵米禄・賞典禄に届け漏れがあるとして、大蔵大臣に公債処分が求められたのが、協力高事件の最初とされる。

明治二十六年一月二十七日、大蔵大臣（渡辺国武）が閣議を要請。第百二十三号布告以降にも禄高の修正を行ったことはあるが、西南戦争の混乱によるやむを得ない措置であつたこと、協力高、売買禄・蔵米禄・賞典禄について、閣議決定を経て「当時行政上特別ノ処分」と判断した事例があるため、あえて閣議を求めたが、大蔵省の基本的立場は、協力高は士族の連合所有で個人の正禄ではなく、公債処分の対象外とするものであつた。四月十日の閣議は、大蔵省の請議を裁可。禄高帳で把握できない禄高の公債処分は却下すべし（明治十一年から二十二年までの閣議決定による特別処分は、第百二十三号の解釈を謝つたもの）とする。協力高は、金禄公債証書発行条例第一条「華士族平民トモ各自ノ家禄賞典禄給与ノ制限ヲ改メ、一時ニ之ヲ下渡ス」という条文の「各自」という部分の範囲外で、連合所有の禄高は公債化できないとの判断であつた。しかし、この閣議決定が、過去に第百二十三号布告に例外が存在したことを公式に認める結果を招き、恩恵を受けなかつた他の地方の復禄請願者から強い批判が出され、鹿児島県内からも特別処分から漏れた人々から強い批判が出されたという。

明治二十七年五月十二日、第六議會貴族院に対し協力高への公債下付を求める請願が出される。請願者側からは、協力高は年々所定の貢租を納入、一般士族の売買縁と異ならないもので、市町村の基本財産に比すべきもの、一法人の所有する旧来の正縁と捉えているとの立場が示される。証拠物の検地名寄帳、検地竿次帳を示し、明治十二年の県の金縁公債処分実施の際には、これらの帳簿に依拠せず、忽卒な処分を行ない多くの脱落が生じたとして、検地名寄帳・竿次帳、所務受払帳を基に、明治九年、十年の段階でも各郷が協力高を所有していた根拠を示そうとしたという。この請願を受けて、一般の復縁問題への対応は消極的だった貴族院が、協力高問題は過半数の起立で可決、議長から内閣総理大臣（伊藤博文）へ請願の採択についての意見書を送付した。これに対して大蔵省は、七月十八日、内閣に請議を行い、本件は閣議の上、却下して願書を返付した件の蒸返しであるとして不採択を主張。結局、九月十四日の閣議は大蔵大臣請議のとおりと決定した。落合氏は以上の経過から、二度にわたり閣議決定で却下され、協力高は正縁ではなく公債処分の対象外とした前年の閣議を再確認したことになったと指摘されている。

明治三十年、法律第五十号、家禄賞典縁処分法制定の結果、復縁請願の受理が行われる（事務は大蔵省理財局）。同三十三年三月、臨時秩縁処分調査局を設置し五年にわたり審査された。落合氏によれば、請願人員は二九万三〇〇〇人余、請求金額は九一五二万円、採用は三九〇〇〇人余、四三万円程度という。しかし、却下された関係者からの嘆願は継続した。出願期間（一箇年）内に証拠書類を用意できない例もあり、同四十二年四月一日、法律第二十一号が制定され、秩縁処分問題は行政裁判所の受付とされる。明治四十二年暮、旧鹿児島藩の士族たちは、本渡

矢一郎を代表として、原告伊佐郡菱刈村在住の中村喜之助ほか三一五一名が行政訴訟を起こす。判決は大正十一（一九二二）年十二月十八日に行り、協力高は家禄ではなく、家禄賞典縁処分により公債証書を請求できる性質のものではないと結論されている。

### （三） 大正十一年以後

大正八（一九一九）年四月、法律第三十四号「没縁処分ヲ受ケタル者ニ対スル給与処分ニ関スル件」により、これを最終の出訴機会とすることが宣言される。この措置により、大蔵省は秩縁処分に関わる一切の処理が終結したと解釈する。しかし、同十一年の第四十五議會で、家禄賞典縁処分法が不足分の交付を金縁公債証書発行条例施行以降と規定しているのに対し、明治三年九月十日の藩制布告から同九年までの分も範囲に含めるべきとの建議が、鹿児島県第五区選出の萩亮らにより衆議院に提出され、第四十六議會以降「家禄賞典縁給与未済ニ関スル法律案」が衆議院で可決され、貴族院で審議未了に終わる状態が何度も続いた。昭和六（一九三一）年の第五十九議會では、家禄賞典縁処分法の適用外となつている、郷や町村に与えられていた縁高の給与未済分を請求することが可能になるように求める建議が、鹿児島県第二区選出の寺田市正らにより提出され、同八年三月八日の第六十四議會で、寺田ほか四名から、「郷又ハ町村縁高二対シ公債証書ニ関スル法律案」が提出され、「家禄賞典縁給与未済ニ関スル法律案」と抱き合わせの形で可決、同九年三月十七日、第六十五議會で再度法律案を寺田らが提出。寺田は説明で、家禄賞典縁処分法の規定を変えない限り、協力高に対する公債処分ができないので「郷又ハ町村」に適用範囲を拡大したいと述べる。「郷又ハ町

村禄高二対シ公債証書二関スル法律案」は、第六十四議会・第六十五議会で衆議院の可決、貴族院で審議未了となる。同年一月二十五日、第六十七議会でも寺田ほか三名から三度目の法案が提出されたが、政府委員の大蔵省書記官青木一男も反論を表明。秩禄処分は決着がつかないとする「家禄賞典禄給与未済二関スル法律案」と「郷又ハ町村禄高二対シ公債証書二関スル法律案」に対して、大蔵省も同十二年二月、理財局が『秩禄処分の沿革と秩禄関係法案に対する意見』をまとめている。以後の経緯は不明であるが、日中戦争開始などの時局で、このような争論自体行わなくなったものか、と落合氏は推測され、昭和二十三年、家禄賞典禄処分法とその関連法案の廃止の時点で協力高の問題は自然消滅したとされる。

## 二 関係史料

以上のように、落合氏の研究により、協力高事件の経緯が明らかにされている。この協力高事件の關係史料を紹介する意味は、落合氏の論考でも、既に以下のように指摘されている。「閣議決定で協力高の公債化を拒絶された旧鹿兒島藩の郷士たちは、鹿兒島市居住の本渡矢一郎という人物を代表に、明治四十二年暮れにさっそく行政訴訟を起こした。(中略) 訴訟關係の資料は、旧鹿兒島藩士族禄高請願事務所あるいは鹿兒島県秩禄訴訟事務所が作成した書類が、鹿兒島県歴史資料センター黎明館に「鹿兒島県協力高事件整理書」として保管されている。原告側が証拠書類として収集した検地名寄帳や検地竿次帳の写しのほか、訴訟代理人

の報告書など、かなりの分量となっており、鹿兒島藩の土地制度や禄制を知るうえで貴重な素材を提供していると思われる。」

落合氏が調査されて以後、筆者が黎明館に収集された關係史料の整理に当たったことから、以下、黎明館所蔵の協力高事件關係史料を【表1】・【表2】に示す。

### (一) 表1から

登録番号三一〇六三四号の一連の史料は、平成二十七年度に、東京都の方の芳志により一括寄贈された史料である。一部年次の不明なものも含むが、基本的には、大正八(一九二一)年十月から十二月にかけての契約証(契約書とも表記される。)と委任状(和綴・冊子)で、契約証と委任状は紙縫りで綴じられている。これらは概ね「舊鹿兒島藩士族禄高請願事務所」の罫紙に記載されており、契約証の被任者は全て「鹿兒島県薩摩郡上東郷村斧淵」の本渡康隆である。

なお、一〇六三四号の一(1:2)から三四(1:2)まで、三十四の旧郷などで分冊されているが、ボールペンで一〇六三四の一(1:2)に84、三四(1:2)に135と記され、その間の蒲生郷102の後の103から、旧平佐郷121の前の120番が欠けることから、少なくとも1から83と合わせた各百一冊分の契約証・委任状が他にあったことになる。この他に、登録番号一〇六三四号の三五から三八は、薩摩国給黎(きいれ)郷喜入上村・下村の享保十(一七二五)年・十八年の検地名寄帳と、大隅国贈啖(そお)郡国分上小川村の安政五(一八五八)年の検地名寄帳であるが、それぞれが分冊の中の一冊であり、揃ってはいない。

(一) 表2から

登録番号三一〇六四九号の一連の史料は、平成二十八年度の保管転換による史料である。年次不明もあるが、それぞれが冊子として整理された段階のものでは、四二の、明治三十四（一九〇一）年「協力高公債証書御下附請願二関スル答弁書写」（活字・冊子）がある。まとまったものとしては、同四十二年、大正二（一九一三）年、同四・五年、同八年の契約証・委任状、同八年の出願人名簿・公債下附不足請願書と、同十年の禄高計算仕訳書類がある。この禄高計算仕訳書類は、全部で四十二冊中、四・五・六・八・十三・二十六・二十七・三十三・三十四・三十五・三十七号の十一冊が現存する。

また、一〇六四九号の二六から三七までの「鹿児島県協力高事件整理書」は、少なくとも五十一までであったはずの整理書のうち、二十七・三十二から三十五、四十五から五十一の十二冊分が現存することになる。この他、本渡康隆関係の書翰もあるが、家族間の私信も多く、表2では協力高事件関係のみ示した。

本来、表1の登録番号一〇六三四号と同じ大正八年の契約証・委任状は、表2の登録番号一〇六四九号の一〇九・一一〇であるが、体裁などは異なる（後述）。その他、同年の史料には、一〇六四九号の五から九の、大正八年十二月の各郡の「禄高出願人名簿」がある。これは「合拾壱冊之内」、薩摩郡、出水郡、日置郡、指宿・鹿児島郡、贈嶽郡の五冊、四の賞典禄請願人名簿を加えて計六冊が現存する。

表1・表2を一覧して、明治四十二年から大正二年、同八年から十年のものが多い。このことは、明治四十二年四月一日の法律第二十一号制定により、秩禄処分問題が行政裁判所の受付とされ、旧鹿児島藩士族ら

が本渡康隆を代表として行政訴訟を起し、その判決が大正十一年十二月十八日に下るまでの訴訟であったことから領けるものである。大正八年四月の法律第三十四号「没禄処分ヲ受ケタル者ニ対スル給与処分ニ関スル件」制定により、家禄賞典禄処分法に基づく禄高の不足分請求の、最終の出訴機会とされたこともあろう。

なお、一〇六四九号の一、「諸要書綴 旧鹿児島藩訴訟事務所」の冊子表紙には、「自明治四十二年十二月至大正五年 諸要書綴」とあるものの、その中には、大正七年の第八回審問に係る審問調査や、四月十七日の「鹿児島藩協力高行政裁判弁論筆記」、證據説明書その他の関係記録、「金禄算出法取調書」、「金禄石代相場取調書」、「鹿児島藩禄制図譜」、明治四十二年十二月調査の「舊鹿児島藩 協力高行政訴訟提出調査録」、「協力高郷別金額明細書」、大正三年の「秩禄事件ニ関スル弁護士決議録」などがあり、奥に「明治二十八年十二月二日衆議院議事録」（朱書。他に「第八」（墨書）記入あり。）、「明治二十七年六月二日議事録ヲ抜ク貴族院」（朱書。他に「第六議會」（墨書）記入あり。）が綴じられている。

三 史料紹介

以下、協力高事件の契約証・委任状関係を中心に紹介する。

(一) 明治四十二年

① 契約証 穎娃村

明治四十二（一九〇九）年の契約証として、一〇六四九号の一二三、  
穎娃村の場合を紹介する。料紙は罫紙ではなく、印刷されたものである。  
一〇六四九号の一一二から一四六の、郷村名を書いた袋に一括されてい  
た。

（書込）

「士族協力高公債請願ニ付六分四分ノ契約ヲ七分三分ニ変更ノ請求  
ニ對シ六分四分ノ契約ハ依然之ヲ存シ其代リニ此契約書返戻仕候  
間御領収被下度候」

（以下印刷。「穎娃」村名と分の漢数字、年月日、宛名書を記入）

#### 契約 證書

舊鹿兒島藩穎娃郷士族禄高之内明治拾貳年公債證書御下附之際下附  
洩レト相成タル協力高二對スル公債證書下附請願ニ付拙者共ニ於テ  
明治拾壹年以来最初ヨリ今日迄繼續シ政府又ハ帝國議會ニ對シ法  
律制定其他諸官衙ニ對シ公債證書御下附請願運動中之處貴殿等其郷  
村請願者ニ對スル運動助力被成下候ニ付拙者共運動費及ヒ報酬トシ  
テ請願成功ノ上受領スベキ取得權利六分之内壹分ヲ本件請願ニ對ス  
ル運動報酬トシテ本請願成功其筋ヨリ公債證書又ハ現金ノ下附ヲ受  
ケタル時ハ速ニ此契約證書引換分與可仕為後日契約證書一札如件

明治四拾壹「貳」年參月拾日

（印刷「壹」を消して「貳」を記入）

薩摩郡上東郷村斧淵七拾壹番戸士族

禄高請願委員 鬼塚 慶藏（印）

鹿兒島市鷹師町貳拾八番戸士族

指宿郡穎娃村

郡貳百拾六番戸

鯨島小四郎殿

全郡全村全八拾九番戸

永井善藏殿

#### ② 契約証・委任状 伊作村

一〇六四九号の一一五の1から3、伊作村の場合を紹介する。契約証  
書と委任状の合冊。契約証書は七名、委任状二冊は八名。料紙は、「伊  
作村七人」の場合、罫紙ではなく、印刷されたもの。「不足」、「壱石四  
斗宛」、「五部」の漢数字は筆記。本渡矢一郎の住所・名前は印刷されて  
いる。以下の各人住所記名は筆記されている。

また、委任状の料紙も罫紙ではなく、印刷されたもの。「壱石四斗宛」  
の漢数字、各人住所記名は筆記されている。年月日記載はなし。

#### 契約 證書

今般双方合意ノ上明治四拾貳年法律第貳拾壹號ヲ以テ家禄賞典禄處  
分法ニ對スル法律公布相成候ニ付拙者共ト本渡矢一郎トノ間ニ於テ  
左ノ契約締結ス

第壹項明治參拾年法律第五拾號家禄賞典禄處分法ニ依リ公債下附ノ  
請願ヲ為シ不許可ノ指令ヲ受ケタル拙者共各自個人ノ權利ニ屬ス  
ル明治拾貳年公債下附處分ノ際下附不足ト相成タル家禄壱石四斗

宛ニ對スル大蔵大臣ノ處分ニ對シ明治四拾貳年法律第貳拾壹號ニ  
基キ行政訴訟ヲ提起シ該訴訟終結ニ至ル迄及ヒ訴訟判決ニ基キ公  
債證書又ハ金品ノ下附ヲ受ケ執行濟ニ至迄一切ノ行為ヲ本渡矢一  
郎ニ委任致候事

第貳項本渡矢一郎ニ於テ責任ヲ負ヒ信用アル適當辯護士ヲ選任シ前  
項一切ノ行為ヲ處理セラル可キ事及ヒ拙者共ヨリ交付シタル委任  
狀ニ代理者名義ヲ記入シ適宜使用セラル可キ事ヲ委任契約致候事  
第參項拙者共各自ノ權利ニ屬スル本件ノ訴訟成功公債證書又ハ金品  
受領ノ上ハ拙者共ニ下附セラレタル公債又ハ金品總額ヲ拾分シ其  
五部ヲ本渡矢一郎ニ對シ行政訴訟費用立換金返償及ヒ報酬トシテ  
其筋ヨリ御下附受領ノ當日速ニ支拂ヒ残り五部ヲ拙者共各自収  
得可致事

第四項本件ニ関シ辯護士ヲ選任シタルトキハ第參項處定ニ基キ本渡  
矢一郎ニ對シ行政訴訟費用及ヒ報酬トシテ成功ノ上支拂可キ部分  
金額ノ範圍内ヲ以テ拙者共ヲ代表シ本渡矢一郎ニ於テ適宜辯護士  
ニ對スル報酬契約ヲ締結スル事

第五項本件ニ関スル辯護士ノ報酬及ヒ訴訟費用等ハ總テ本渡矢一郎  
ノ負擔トシ本件訴訟成功ノ上拙者共ヨリ本渡矢一郎ニ對シ支拂可  
キ第參項處定ノ部分金額ノ範圍内ヲ以テ一切處理セラル可キ事萬  
々一本件行政訴訟成功セサル場合ニ立至リ候トモ拙者共ニ於テハ  
其費用負擔ノ責任ナキ事

第六項本件行政訴訟提起ニ関シ本渡矢一郎ヨリ本件委任契約解約申  
出ノ外拙者共ヨリ中途解任解除等ハ決シテ為サ、ル事

第七項本件行政訴訟提起ニ関シ本契約ニ違背シ他ニ委任換及ヒ二重

契約等ノ行為ヲ拙者共權利者ヨリ起シタル時ハ本件訴訟未決中ト  
雖モ本渡矢一郎ニ對シ明治九年第百八號布告永世祿換算卒ニ依リ  
第參項處定ノ拾分ノ五部ニ相當スル金額ハ現金ヲ以テ支拂可キ事  
右各項契約致候ニ付後日正確ナラシムル為メ本契約證書同案貳通  
ヲ作製シ拙者共ニ壹通本渡矢一郎ニ壹通所持スルモノ也

明治四拾貳年十二月十二日

鹿兒島市藥師町拾九番地

本 渡 矢 一 郎 (印)

鹿兒島縣薩摩国日置郡伊作村與倉百八拾三番戸  
亡市左衛門承繼人

山口嘉之助 (印)

(以下、六名記名押印)

#### 委 任 狀

拙者共儀今般都合有之鹿兒島市藥師町拾九番地本渡矢一郎ヲ以テ部  
理代人ト相定メ拙者共ノ名義ニテ左ノ事項ヲ代理為致候事

一 明治參拾年法律第五拾號ニ依リ公債證書下附請願書提出不許可ノ  
指令ヲ受ケタル拙者共各自ノ家祿壺石四斗宛ニ對スル大蔵大臣ノ  
處分ニ對シ行政訴訟ヲ辯護士ニ委任スルニ付拙者共ヨリ本渡矢一  
郎ニ對シ成功ノ上費用及ビ報酬トシテ支拂フ可キ金額即チ成功ノ  
上下附ヲ受ク可キ公債金圓全額ニ對スル拾分之(アキ、ママ)ニ  
相當スル契約金額ノ範圍内ニ於テ辯護士ニ對スル報酬契約締結ノ  
件

一 都合ニ依リ辯護士ニ對スル報酬契約ヲ公正證書トシ執行力ヲ附與

スルノ件及ヒ契約締結ニ関シ復代理人ヲ使用スルノ件

右代理委任状依テ如件

明治 年 月 日

(以下、鹿児島縣薩摩国日置郡伊作村の各番地を記し、記名押印)

### 委任状

拙者共儀今般都合有之鹿児島市薬師町拾九番地本渡矢一郎ヲ以テ部  
理代人ト相定メ拙者共ノ名義ニテ左ノ事項ヲ代理為致候事

一明治参拾年法律第五拾號ニ依リ公債證書下附請願書提出不許可ノ  
指令ヲ受ケタル拙者共各自ノ家禄壹石四斗宛ニ對スル大藏大臣ノ  
處分ニ對シ行政訴訟提起ニ関スル一切ノ行為及ヒ行政訴訟判決ニ  
基キ公債證書又ハ金品受領執行済ニ至ル迄一切ノ行為

一右事項ニ関シ必要ナル場合ニ於テハ代理人ノ増選又ハ復代理人選  
定ノ件

右代理委任状依テ如件

明治 年 月 日

(以下、鹿児島縣薩摩国日置郡伊作村の各番地を記し、記名押印)

### (二) 大正二年

大正二(一九一三)年の契約証を紹介する。

一〇六四九号の六四から九五、加世田郷ほか六十三箇村の契約証と、  
同号の一四(樋脇郷)、一一六(山崎郷)から一四六(郡山郷)が該  
当する。これらは六四から九五が「大正二年六月壹分増契約入 廿一ヶ  
村分 旧鹿児島藩禄高訴訟契約證入 甲 本渡」、一一四から一四六も

郷村名を書いた袋に一括されていた。冊子は袋綴。契約証・委任状とも  
片面十二行の罫紙(界紙)に印刷。分の漢数、年月日を記入する。

契約内容は、大正二年段階で、当初よりも訴訟費用が高むため、成功  
報酬の割合を十分の六分から七分へ、一分増やすことに同意するもの。  
契約の月日は五月、六月などの幅がある。

(紙袋上書)

「大正二年六月壹分増契約入

廿一ヶ村分

旧鹿児島藩禄高訴訟契約證入

甲 本渡」

契約書

明治四拾貳年法律第貳拾壹號ニ據リ行政裁判所ニ出訴シタル拙者共  
協力高ニ對スル公債證書下附請求訴訟事件ニ付テハ明治貳拾壹年以  
來貴殿等ニ於テ種々運動盡力之結果明治参拾年法律第五拾號家禄賞  
典禄處分法制定公布セラレ同法ニ依リ請願セシニ不幸ニシテ不許可  
トナリ爾來引續キ貴殿等ニ於テ政府ノ不當處分ナル事ヲ立法院ニ訴  
へ種々運動御盡力相成明治四拾貳年法律第貳拾壹號制定公布ヲ見ル  
ニ至リ此間貴殿等勞務費用等實ニ容易ナラザル事ニ有之異ニ拙者共  
ニ於テハ最初ヨリ終決ニ至ル迄本件ノ費用一切負擔セザル契約ニシ  
テ後日成効ノ上御下附金品総額ヲ拾分シ其内四(あ)分ヲ拙者共所  
得ト相定メ六(い)分ヲ貴殿等ニ對シ運動費及ヒ勞務ノ報酬トシテ  
御下附受領ノ當日分配ス可キ契約締結致居候處尚訴訟提起後辯護士  
ノ増選及ヒ其他取調ニ要スル費用等過分ヲ要シ候趣キニ付拙者共一  
同協議ノ上先キニ訴訟提起之際締結シタル契約ノ外今回更ニ拙者共



所得分四（う）分ノ内壹分ヲ割キ其費用及ビ辯護士等ニ對スル手数  
料報酬ニ充ツル為メ貴殿等ニ提供スル事ヲ議決シタリ依テ後日訴訟  
勝訴其筋ヨリ公債又ハ金品下附受領ノ場合ニ於テハ拙者共ハ御下附  
金總額拾分參（え）分ヲ所得トシ貴殿等ニ對シ御下附金總額拾分ノ  
七（お）分ヲ可相渡申為後証ノ契約證一件如件

大正 年

月 日（各年月日を記入）

鹿兒島縣 郡 村 番地

氏 名・押印

（以下、住所・記名・押印）

本渡康隆殿

（宛名なしのものや鬼塚慶藏、さらに川添孫四郎の名を本渡と連名で記  
す場合あり。この他、加治木町では協力高受託者蘭田平助の名を記す。）

この契約における成功報酬の割合などについて、（あ）～（お）上の  
各漢数字は旧郷・村により相違（同一郷内でも相違）する。左に示す。  
また、一〇六四九号の一四七、鹿屋町は大正七（一九一八）年一月二十  
日付で釘田貞二がとりまとめた追加契約変更書類による。参考として⑤  
に示す。

①（あ）四・（い）六（う）四・（え）三・（お）七

高山郷・樋脇郷塔ノ原・吉松郷・大始良郷・百引郷・敷根郷・山田  
郷・伊集院郷福山・伊集院郷入佐村・伊集院郷飯牟礼村・伊集院郷  
嶽村（同じ伊集院でも相違する）・阿多郷・加世田郷・勝目郷・東  
南方郷・山川郷・恒吉郷・財部郷・曾於郡市成村・湯ノ尾郷・馬越

郷徳邊村・櫻島郷・谷山郷・吉田郷岡松村・吉田郷・高原郷・樋脇  
郷・山崎郷・田代郷・高江郷・上甕郷・隈之城村・佐志郷・下東  
郷・永利村・蒲生郷・国分村・加治木町・東襲山村・福山村・大根  
占郷・平佐村・野田郷・高尾野村・長島郷・阿久根村・曾木郷西太  
良村・伊佐郡大口村・志布志郷・大崎郷・川辺郡西南方村・川邊郡  
（川邊村）・串木野郷・市来村・郡山郷

②（あ）五・（い）五（う）五・（え）四・（お）六

垂水村・鶴田郷・伊集院郷・伊作郷・高城郷

③（あ）六・（い）四（う）六・（え）五・（お）五

指宿郷

④（あ）七・（い）・（う）・（え）・（お）（空白ママ）

蘭牟田郷

⑤ 鹿屋町

（封筒表書）

「東京市芝区南佐久間町壹丁目壹番地福井屋旅館方

本渡康隆殿（三銭切手二枚・消印）」

（封筒裏書）

「鹿兒島縣肝属郡鹿屋町中名八百四拾七番戸

釘田貞二（消印・大正七年一月二十四日付）」

（契約書挟み込み）

拜啓、其後は海上無事御帰覽相成候由目出度奉賀候、陳者御依頼の追加契約変更証類今ニ様々捺印相済せ御送附仕候間御落手被下度、本件の関係者ニシテ捺印又記名ナキ分ハ、死亡者又ハ居所不明なる人員ニ候、然シ本書ノ記名調印ハ本月廿日、當町安養寺ニ集合シ、總會ノ決議ニ依リ同意ヲ求メタルモノナレバ、調印ナキ分ハ異議相立サル者と存シ申候、御請取の上は御返答願上申候、先ツ用事のみ、早々

杳月廿貳日

釘田貞二

本渡康隆殿

〔以下、大正七年一月二十日付の契約証。日付と連署者名の間に書き込みあり。〕

〔但シ鹿児島縣下一般貴殿トノ分割法七分ニ参分ナル時右契約ヲ履行ス、若シ然ラザル時ハ四分ニ六分ノ従前ノ契約書ヲ以テ分割法ヲ履行ス〕

### (三) 小根占村返封

一〇六四九号の二五三、大正五（一九一六）年十月五日付の、本渡宛ての小根占村返封は、協力高のみならず、公債をめぐる旧薩摩藩士族とその地域内でのあり方などに関わるものと思われ興味深いので紹介する。

〔封書表書〕

〔薩摩郡上東郷村斧淵

本渡康隆殿

〔封書裏書〕

〔小根占村役場

拜啓、先ニ協力高公債下附訴訟対八舛壹合米石代金下戻手續ニ関シ委任状・契約書等御送附之上、本日一日はかき御督促之次第有之候処、当村ニ而ハ右ニ対してハ従来何等協議ニ掛り候事無之、且ツ協力高出願者ハ村内持高之少き者共ニ而出願シ、八舛壹合米ハ金持高者ニ關係を有し、同一人之出願者ニ而ハ都合悪しからんと被存、且ツ成功都合等協議之上ニあらされは、御指示ニ従ひ兼候間、左様御了承被下度、此形行御通知申上候也

十月五日 小根占村役場

### (四) 大正八年

大正八（一九一九）年の契約証・委任状を紹介する。

#### ① 契約書（一〇六三四号の一の1）

大正八年の法律第三十四号により出願につき、「鹿児島縣薩摩郡上東郷村斧淵四拾番戸本渡康隆」と結んだ契約書である。冊子袋綴。契約書と委任状に表紙があり、基本的にはこの二冊を紙縫りで合冊している。料紙は、契約書・委任状とも片面十二行の朱罫紙（界紙）。版心（柱）に「舊鹿児島藩士族禄高請願事務所」と印字。印紙（三錢）貼付、朱印「本渡」割印あり。

※ 原則として原本の体裁に倣ったが、一部常用漢字を使用。

〔協〕は「協」に改めた。

契約書

今般拙者共各自持禄高二關スル明治十二年公債下附處分之際下附不足ト相成タル高壹石ニ付壹舛壹合宛誤謬處分ニ對スル公債給與出願

之件及ヒ明治四年廢藩置縣之年ヨリ明治九年迄六ヶ年分高壹石ニ付壹舛壹合代相當金額給與出願之件並ニ明治五年ヨリ明治九年迄五ヶ年分高壹石ニ付八舛壹合代相當金額給與出願ノ三事件ヲ大正八年法律第三十四號ニ依リ出願スルニ付拙者共ト鹿兒島縣薩摩郡上東鄉村斧淵四拾番戸本渡康隆ト左ノ契約ヲ締結ス

第壹項拙者共各自持祿高二對スル明治十二年公債下附處分之際下附不足ト相成タル高壹石ニ付壹舛壹合宛ニ對スル公債給與出願ノ件及ヒ明治四年廢藩置縣之年ヨリ明治九年迄六ヶ年分高壹石ニ付壹舛壹合代相當金額給與出願ノ件並ニ明治五年ヨリ明治九年迄五ヶ年分高壹石ニ付八舛壹合代相當金額給與出願ノ三事件ヲ大正八年法律第三十四號ニ依リ出願スルニ付拙者共各自出願者ハ本請願ノ目的ヲ達スルガ為メ本渡康隆ニ委任シ拙者共之名義ヲ以テ地方廳之調査大藏大臣又ハ帝國議會ニ請願運動方等一切之行為ヲ逐行セシメ萬々一本請願不許可之指令ヲ受ケタル場合ハ直チニ行政裁判所ニ出訴セシムル事ヲ契約ス

第貳項拙者共ハ本請願手續地方廳之調査其他大藏大臣帝國議會ニ請願運動方等行政裁判所ニ出訴本件ノ目的ヲ達シ金品下附受領濟ニ至ル一切ノ行為ヲ本渡康隆ニ委任シ本渡康隆ハ本件ノ目的ヲ達スル迄運動費用等自辨スル事ヲ約諾シタルニ付本請願手續ニ要スル必要ナル書類ニ捺印ヲ要スル場合ハ拙者共請願者ハ直チニ捺印ノ上本渡康隆ニ交附スルハ勿論本件ノ目的ヲ達シ其筋ヨリ公債又ハ金品ノ下附ヲ受ケタル場合ハ拙者共各自ニ對シ御下附相成タル總金額ヲ拾分シ内六分ニ相當スル金額（例令ハ御下附金總額壹百圓也ナル時ハ六拾圓也）ヲ本渡康隆ニ對シ運動費及ヒ報酬トシテ相

渡シ拙者共ハ拾分ノ四ニ相當スル分（例令ハ百圓ナル時ハ四拾圓也）ヲ取得スルモノトス

但本請願ニ關スル集會協議等ヲ要スル場合ノ費用ハ拙者共各自辨トスルモノトス

第三項本渡康隆ハ拙者共各自ノ權利ニ屬スル明治十二年公債下附處分ノ際下附ノ不足ト相成タル誤謬處分ニ關スル壹舛壹合米ニ對スル公債給與ノ件及ヒ壹舛壹合代六ヶ年分相當金額給與出願ノ件又ハ八舛一合代五ヶ年分相當金額給與出願ノ三事件出願ニ關スル地方廳ノ調査出願手續キ大藏大臣ニ對シ請願書提出運動方及ヒ場合ニ依リ帝國議會ニ請願書提出行政裁判所ニ出訴スル場合ハ辯護士選定方等一切法律期間中ニ其手續ヲ遂行スルモノトス

第四項本渡康隆ハ本請願ニ關シ時ノ必要ニ依リ代理人ノ増選又ハ辯護士選定ノ必要アル時ハ任意選定又ハ本請願運動上代理人其他ニ報酬契約ノ締結ヲ要スル場合ハ第貳項規定成效ノ上本渡康隆ニ對シ運動費及ヒ報酬トシテ拙者共ヨリ相渡ス可キ御下附金總額拾分ノ六ニ相當スル取得權利豫定額範圍内ヲ以テ契約締結スル事ヲ承認スルモノトス

第五項本契約ハ双方合意上成立締結シタルモノニシテ後日ニ至リ双方間ニ異議ナキ事ヲ証スル為メ同文貳通ヲ作製シ本渡康隆ニ一通拙者共請願者ニ一通ヲ保有スルモノトス

右各項確守候也

鹿兒島縣薩摩郡上東鄉村斧淵四十番戸

被任者 本渡康隆（朱印「本渡」）

(以下、各郡村番地を記し、記名押印)

② 委任状(一〇六三四号の一の二)

冊子袋綴。表紙あり、基本的には契約書と紙縫りで合冊している。料紙は、契約書・委任状とも片面十二行の朱野紙(界紙)。版心(柱)に「舊鹿兒島藩士族祿高請願事務所」と印字。印紙(二銭)貼付、朱印「本渡」割印あり。

委任状

拙者共儀今般都合ニ依リ鹿兒島縣薩摩郡上東郷村斧淵四十番戸士族本渡康隆ヲ代理人ト相定メ拙者共ノ名義ヲ以テ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

- 一、拙者共持高賣買祿給與米ノ内一升一合代ニ對スル明治十年以降十ヶ年分ノ相當金額給與許可ノ指令ニ基キ公債證書及現金受領ニ關スル一切ノ件
- 二、拙者共持高賣買祿給與米ノ内一升一合代ニ對シ明治四年ヨリ全九年ニ至ル六ヶ年間受取不足ニ属スル相當金額給與許可ノ指令ニ基キ公債證書及現金受領ニ關スル一切ノ件
- 三、拙者共持高賣買祿給與米ノ内八升一合代ニ對シ明治五年ヨリ全九年ニ至ル五ヶ年間受取不足ニ属スル相當金額給與許可ノ指令ニ基キ公債證書及現金受領ニ關スル一切ノ件
- 四、代理人ノ増員及複代理人撰定ノ件

右代理委任状仍而如件

大正八年 月 日

(以下、契約証と同じく、各郡村番地を記し、記名押印)

一〇六三四の一は、鹿兒島県鹿兒島郡下伊敷村の宮里氏以下、主に鹿兒島市居住者を記載する。なお、この中には、鹿兒島市生産町居住の「旧高主稻留笑左衛門 家名相續人 調所彦丸」が見える。二は「委任状 第一大区三小区九号」とあり、鹿兒島県鹿兒島郡伊敷村の久保氏以下、これも主に鹿兒島市居住者を記載。三も鹿兒島県鹿兒島郡伊敷村の竹下氏以下、主に鹿兒島市居住者を記載。四の表紙には「契約証 第二大区四小区」とあり。貼紙「案 契約書記入方左如ク乞フ」として、漢数字の表記、縣郡村の欄について、朱書で「此次ノ欄ヨリ記入ノコト、謄本番地記入ス」と指示し、例を示している。また、「委任状記入方左ノ如ク乞フ(朱書) 委任状ハ其筋提出ノモノニ付書損ナキ様入念御記入供ヨク乞フ」、「謄本番地記入スヘシ」として例示する。鹿兒島県鹿兒島市草牟田の竹内氏以下を記載。五の1の表紙には「契約証 第一大区四小区」とあり、鹿兒島県鹿兒島市草牟田の松山氏以下、主に鹿兒島市居住者が記載されている。以下は、旧川辺(かわなべ)郷などの郷ごとに作成されている。

一六の1、旧松山郷の契約書では、成功報酬の割合について、十分の六分ではなく九分にする。例示の金額を百円中六十円ではなく九十円、四分を一分、百円中四十円を十円と修正。罫紙天部に「壱字挿入壱字削除」、「壱字挿入壱字削除」と記す。これ以前の契約証には見られない。また、一七の1、旧志布志郷の契約書と委任状の間に、河野氏ほかの委任状(大正八年十二月日付)と契約書(大正八年十二月日付)各一通(片面十二行の青野紙)が綴じ込まれている。そして、ここの成功報酬の割合についても、十分の六分を九分、例示の金額

を百円中六十円を九十円、四分を二分、百円中四十円を十円と修正する。また、罫紙の天部に「巻字削除」、「巻字削除」、「巻(ママ)字削除」が記載されている。

なお、一〇六四九号の一〇九、旧真幸郷の契約証・委任状は、料紙が罫紙ではなく文面も異なる。同号の一〇〇、山野村の契約書・委任状も、特に紙縫などでまとめられてはいない。委任状には、「大正八年法律第卅四號ニ依リ出願シタル拙者共持高賣買緑給與米ノ内公債處分ニ洩レタル一升一合代ニ對シ相當金額給與ノ件不許可ト為リタルニ依リ右法文ニ基キ行政裁判所ニ出訴シ及訴訟判決ニ基キ公債證書及ヒ現金受領ニ關スル一切ノ件」、「大正八年法律第卅四號ニ依リ出願シタル拙者共持高賣買緑給與米ノ内明治四年ヨリ全九年ニ至ル六ヶ年間受取不足ニ属スル一升一合代ニ對シ相當金額給與ノ件不許可ト為リタルニ依リ右法文ニ基キ行政裁判所ニ出訴シ及訴訟判決ニ基キ公債證書及ヒ現金受領ニ關スル一切ノ件」、「大正八年法律第卅四號ニ依リ出願シタル拙者共持高賣買緑給與米ノ内明治五年ヨリ全九年ニ至ル五ヶ年間受取不足ニ属スル八升一合代ニ對シ相當金額給與ノ件不許可ト為リタルニ依リ右法文ニ基キ行政裁判所ニ出訴シ及訴訟判決ニ基キ公債證書及ヒ現金受領ニ關スル一切ノ件」とある。

#### (四) 審問調書と専理審問調書

契約証・委任状以外のものとして、訴訟關係を一部紹介する。

一〇六四九号の一五〇の、審問調書(大正九・十・十一年)には、「鹿兒島藩協力高行政弁論筆記」、「大正七年三月六日午前十一時開廷」以下の記録がある。また、大正七(一九一八)年三月六日付の、本渡康隆宛

の中村徳貴筆記がある。

同号の一四九の、「専理審問調書」には、まず「四二年第六一八号事件 原告中村喜之助外三一五一一名 被告 蔵相」以下の記載がある。大正九年六月十六日午後零時四十五分、行政裁判所第一公廷での審問記録。これによれば、「明治四十二年第六一八号家禄給与申請ニ對スル不当処分取消請求之訴ニ付専理調」が開かれている。この記録では、原告は大正八年十二月段階までの提出書類などにも言及している。

次に、大正十年六月二十二日午後一時十五分からの行政裁判所第一公廷での第十一回口頭審問公開を記録する。続いて、大正十一年三月一日午後一時四十分からの行政裁判所第一公廷での第十二回口頭審問公開を記録する。同内容冊子複数があつた。さらに、大正九年六月二日午前十一時二十五分、行政裁判所第一公廷での審問を略記する。

最後に、「一本書ハ大蔵省保存秩第百卅三号ノ内ヨリ抜書シタルモノナリ、一本書欄外ノ記載ハ大蔵省ニ於ケル公債金額算出ノ虎ノ巻ナリ、一右相場ニ依リテ産出シタル高ハ協力高事件ニ影響ヲ及スコトアリ注意ヲ要ス、一欄外「無記載」ノ分ト「中」ノ記入アル分トハ何レモ鹿兒島相場ヲ用ヒテ算出ノコト」との奥書がある。

#### 結びに

協力高事件をめぐる、明治から大正期にかけて、かなりの数の旧薩摩藩士族の子孫が関わつた。長期間にわたる訴訟のために、契約証などに記載されている人々にも世代交代が窺える。また、この協力高について

は、郷士のみならず城下士も一定程度関わったことが確認できた。

本渡康隆の活動については、残された史料から、鹿児島市、薩摩郡上東郷村、東京での活動が窺える。また、例えば一〇六四九号の六一〇、「華族名書付」には、青の十三行野紙に、「芝区」として調所廣丈・松方正義・湯地定基ら旧薩摩藩関係者その他の名を記しているが、その用途は不明である。同号一六二、「琉球藩吏役俸請求金残額」には、明治四十三（一九一〇）年十一月二十三日付で、沖縄県那覇区居住の高江洲・国吉・諸見里・平敷・久志・上江洲の六名の連署で、東京市芝区南佐久間町の本渡矢一郎（康隆）宛に、金四十九万六千二百二十七円五銭四厘の旧琉球藩役人の請求金額を報せている。本渡が、鹿児島県のみならず、沖縄県にも関わる動きをとっていたことが分かる。

本稿では、落合弘樹氏の業績を踏まえながら、関係の史料紹介と行った。紙幅の関係もあり多くを取り上げることができなかったが、特に訴訟に関わる証拠や説明には、旧藩の制度が屢々説明されており、その特色や呼称などを窺い知ることができると考える。また、黎明館所蔵のもの以外に、協力高事件に関係する史料として、「鹿児島藩租額事件」<sup>(8)</sup>の表題のある写本がある。これらの今後の活用を期待したい。

## 注

(1) 藩政期、鹿児島城下とその周辺の近在、船奉行・屋久島奉行・大島奉行等の支配下にあった島嶼部を除き、外城（郷）が置かれた。その数は、一八世紀中期に一一三を数える。外城（郷）は、地頭支配の藩直轄領と私領主支

配の私領があり、後者の家臣は家中士として、藩直轄の外城（郷）衆中より一般に格下に扱われた。また、藩主直臣として、元来同格の鹿児島衆中（鹿児島士・城下士）と外城衆中（外城士・郷士）の格差、差別化も次第に進む。寛保二（一七四二）年、鹿児島士は城下士とされ、安永九（一七八〇）年、外城衆中は郷士の唱とされ、書付などに外城郷士と認められた。天明三（一七八三）年、外城の文字を取り郷士とされ、同四年には外城を郷と改称した。元来同格であった郷士は、意識の面でも藩の役職就任でも格差があったが、天明六年には、明確に城下士に対して郷士が下位に位置付けられた。郷の支配は、城下士から任命された地頭が最高位であり、江戸時代初めには任地に赴任する居地頭制だったが、寛永年間（一六二四～四四）以降、甌島・長島を除き、鹿児島に居住する掛持地頭となり、地頭の交替期に一時的に明所となる場合もあった。地頭の地位が形骸化する一方で、郷の実質的支配に当たったのは、郷士から選ばれた噺（あつかい）・組頭・横目の三役を中心とする郷の役人らであった。天明二年には、噺が郷士年寄と改称される。これは、郷の改称とともに、郷の性格に、軍事的性格から行政的性格が期待されたためとされる（芳即正『島津重豪』吉川弘文館、一九八〇年）。元治元（一八六四）年に居地頭制が復活し、慶応元（一八六五）年には郷士年寄が再び噺、郷士は衆中と改称されるが、これは、幕末の軍事的要請、軍事力強化・組織整備の必要性を背景とするものとされる（『鹿児島県の地名』平凡社、日本歴史地名大系第四七巻、一九九八）三六頁〔外城制度〕の項目）。以下、本稿では、城下士・郷士・郷の称で表記する。

(2) 落合弘樹「旧鹿児島藩における協力高問題について」『明治維新史学会報』第四二号、二〇〇三年

(3) この他、落合弘樹『明治国家と士族』（吉川弘文館、二〇〇一年）参照

(4) 落合氏によれば、明治二年、従来の給地高(藩士の持高)を軍役高に改称。維新前の士族禄高は四七万一七〇五石。上級士族の家禄は一門が一五〇〇石、一所持など上士は三〇〇石限りとして一七万九三二石削減、総額で改革前の一二・八五パーセントまで圧縮。城下士は、禄高を二〇〇石限りとして、二〇〇石以下には、全体で六万九千九百八十石を増し、幕末維新期の軍事力の中核である中下層の城下士を優遇。陪臣は外城卒として編成し、その主人であった上士の大幅削減に対応して新たに総額一五三五石を給与。郷士の家禄には変動なく、一七万五千七百二十石。他郷での兼任を避けることなどを目的に、五〇石以上の所有を禁止。超過分は、郷内の常備兵で無高の者に、一石当たり二〇〇貫文で売却しよう命じた。常備軍強化の名目だが、商品作物栽培などで城下士より富裕化した上級郷士抑制策の面が指摘されている。この結果、廃藩置県までに差引一〇万八千七百九十六石が削減されたという。

(5) 知行高において、給地門高、浮免高、抱地高以外の特殊な高として協力高、兵器方売買禄、蔵米家禄、賞典禄があり、落合氏はこれらの特殊な高に関わる動きも整理されている。前掲注(2) 論考参照

(6) 「旧鹿児島藩禄高性質概要調査」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第十七編卷二十六)。前掲注(2) 論考参照

(7) マイクロ撮影・製本され、黎明館調査史料室に架蔵されているものには、一〇六四九の一の諸要書綴を収める、「自明治四十二年十二月至大正五年諸要書綴 一」・「自明治四十二年十二月至大正五年諸要書綴 二」、二五の賦米計算仕訳調査録と一五から二〇の禄高計算仕訳簿などを収める「賦米計算仕訳調査録・禄高計算仕訳簿」、「賦米計算仕訳簿他」がある。また、四五から五八の明治四十二年の契約証・委任状関係を取める、「明治42年本契約なる協力高契約書」、六四から九五、一一二から一四六の大正二年の契約証・委任状

関係、一四七の大正七年鹿屋町中名契約書・鹿屋町被川契約書、一〇九の旧馬関田郷契約書・委任状、一一〇の山野村契約書・委任状、四四の請願人総代一同の意見書(弁護士料二関スル意見書控)、一五〇の審問調査(大正九・十・十一年)、一四九の「専理審問調査」、四〇の禄高處分二関スル陳情書などを収める、「旧鹿児島藩禄高訴訟契約證 上」・「旧鹿児島藩禄高訴訟契約證 下 ほか」がある。二六から三七の「鹿児島県協力高事件整理書」は、同名で架蔵されている。

(8) 東京大学史料編纂所蔵島津家本(薩藩関係史料)中。二冊。一冊目の表紙見返しには「鹿児島藩租額事件」、二冊目の奥書に「右舊藩内租額事件二冊ハ都城邸ヨリ借用写置也」と記されていることから、都城島津家旧蔵本の写であることが窺える。東京大学史料編纂所の引継印、受入は大正十二年二月八日、番号は二六三五である。内容は、文禄の太閤検地以来、江戸時代に薩摩藩が実施した内検関係史料。薩摩藩領道之島や琉球関係の史料も含まれる。

(はやし ただす 本館学芸課長)

【表1】

通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	枚数	形態	備考
1	10634	1 1 契約書	大正	8	12	25	1	冊子	契約書 委任状とも、朱色の罫紙 柱に「鹿児島県高野高野事務所」。契約書には三銭の印紙、割印に「本度」(被任者姓)。委任状は紙蓋で綴じられている。契約書(証)の被任者は、全て「鹿児島県薩摩郡上東郷村弁端」。ボールペン(赤色)で表紙に84
2	10634	1 2 委任状	大正	8			1	冊子	本資料以外の委任状には基本的に二銭の印紙が貼付されている。(本資料にはない)。ボールペン(赤色)で表紙に84
3	10634	2 1 契約書	大正	8	12	25	1	冊子	ボールペン(赤色)で表紙に85
4	10634	2 2 委任状	大正	8	8		1	冊子	(表紙)「第一大区三小區九号」ボールペン(赤色)で表紙に85
5	10634	3 1 契約書	大正	8	12	25	1	冊子	(表紙)「第一大区三小區九号」ボールペン(赤色)で表紙に86
6	10634	3 2 委任状	大正	8			1	冊子	ボールペン(赤色)で表紙に86
7	10634	4 1 契約証	大正	8	12	25	1	冊子	(表紙)「第二大区四小區、ハリ紙あり。」「市草牟田梅田」(鉛筆書き)ボールペン(赤色)で表紙に87
8	10634	4 2 委任状	大正	8			1	冊子	ボールペン(赤色)で表紙に87
9	10634	5 1 契約証	大正	8	12	25	1	冊子	(表紙)「第一大区四小區」ボールペン(赤色)で表紙に88
10	10634	5 2 委任状	大正	8			1	冊子	ボールペン(赤色)で表紙に88
11	10634	6 1 契約書	大正	8	12	17	1	冊子	(表紙)「旧川邊郷」種子田秀喬外貳百四拾四名、戸籍六百八拾二枚(付箋)「川邊郷」ボールペン(赤色)で表紙に89
12	10634	6 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧川邊郷」鉛筆書きの付箋あり。ボールペン(赤色)で表紙に89
13	10634	7 1 契約書	大正	8	12	6	1	冊子	(表紙)「旧勝目郷」ボールペン(赤色)で表紙に90
14	10634	7 2 委任状	大正	8	12	6	1	冊子	(表紙)「旧勝目郷」ボールペン(赤色)で表紙に90
15	10634	8 1 契約書	大正	8	12	15	1	冊子	(表紙)「旧知覧郷」宮原友記外貳百九拾七名」ボールペン(赤色)で表紙に91
16	10634	8 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧知覧郷」ボールペン(赤色)で表紙に91
17	10634	9 1 契約書	大正	8	12	18	1	冊子	(表紙)「旧南方郷」川辺郡東南方村西鹿籠拾八番戸藤田嘉次郎外三百七拾八人、戸籍九百三十六枚」ボールペン(赤色)で表紙に92
18	10634	9 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧南方郷」ボールペン(赤色)で表紙に92
19	10634	10 1 契約書	大正	8	12	24	1	冊子	(表紙)「旧加世田郷」鹿児島県薩摩郡市成村市成千四百六拾五番地末野良一郎外百五拾九人」ボールペン(赤色)で表紙に93
20	10634	10 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧加世田郷」ボールペン(赤色)で表紙に93
21	10634	11 1 契約証	大正	8	12	24	1	冊子	(表紙)「旧市成郷」ボールペン(赤色)で表紙に94
22	10634	11 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧市成郷」ボールペン(赤色)で表紙に94
23	10634	12 1 契約書	大正	8	12	8	1	冊子	(表紙)「旧恒吉郷」嚙唎郡恒吉村坂元九拾四番戸門居曲田嘉之助外百拾壹人(付箋)「恒吉郷」ボールペン(赤色)で表紙に95
24	10634	12 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧恒吉郷」ボールペン(赤色)で表紙に95
25	10634	13 1 契約書	大正	8	12	21	1	冊子	(表紙)「旧岩川郷」鹿児島県薩摩郡岩川村五拾町貳拾壹番戸山口長裕外百参拾五名」ボールペン(赤色)で表紙に96
26	10634	13 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧岩川郷」ボールペン(赤色)で表紙に96
27	10634	14 1 契約書	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧末吉郷」鹿児島県薩摩郡末吉村諏訪方六千百十二番地堀良一外参百四拾八名」ボールペン(赤色)で表紙に97
28	10634	14 2 委任状	大正	8	12	22	1	冊子	(表紙)「旧末吉郷」ボールペン(赤色)で表紙に97
29	10634	15 1 契約書	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧財部郷」鹿児島県薩摩郡財部村南俣六拾四番戸山城彦熊外四百九拾壹人(付箋)「財部郷」朱書あり。ボールペン(赤色)で表紙に98
30	10634	15 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧財部郷」ボールペン(赤色)で表紙に98
31	10634	16 1 契約書	大正	8	12	26	1	冊子	(表紙)「旧松山郷」鹿児島県薩摩郡松山村新橋一五六番地土族中原清賢外九十四人」ボールペン(赤色)で表紙に99
32	10634	16 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧松山郷」ボールペン(赤色)で表紙に99
33	10634	17 1 契約書	大正	8	12	30	1	冊子	(表紙)「旧志布志郷」吉國佐弥外百拾六名」ボールペン(赤色)で表紙に100
34	10634	17 2 委任状・契約書	大正	8	12		1	罫紙	(委任状表紙)「旧志布志郷」(契約書表紙)「旧志布志郷」。青の罫紙(柱に文字なし)、委任状には一銭印紙、契約書には三銭印紙が貼られている。ボールペン(赤色)で表紙に100



通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	数量	形態	備考
35	10634	17 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧志布志郷」ボールペン(赤色)で表紙に100
36	10634	18 1 契約書	大正	8	12	20	1	冊子	(表紙)「旧大崎郷」鹿兒島縣薩摩郡大崎村永吉武の五番戸士族小野嘉邦外貳百參拾貳名」ボールペン(赤色)で表紙に101
37	10634	18 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧大崎郷」ボールペン(赤色)で表紙に101
38	10634	19 1 契約証	大正	8	12	5	1	冊子	(表紙)「蒲生郷」ボールペン(赤色)で表紙に102
39	10634	19 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「蒲生郷」ボールペン(赤色)で表紙に102
40	10634	20 1 契約証	大正	8	12	16	1	冊子	(表紙)「旧平佐郷」鹿兒島縣薩摩郡平佐村平佐式千五百五拾番地柏田盛豊外參百七拾八名」ボールペン(赤色)で表紙に121
41	10634	20 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧平佐郷」付箋多し。ボールペン(赤色)で表紙に121
42	10634	21 1 契約書	大正	8	12	11	1	冊子	(表紙)「旧永利郷」ボールペン(赤色)で表紙に122
43	10634	21 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧永利郷」ボールペン(赤色)で表紙に122
44	10634	22 1 契約書	大正	8	12	17	1	冊子	(表紙)「旧東郷々」薩摩郡上東郷村芥淵九千三百九拾五番地相良猪袋外貳百八拾四人」ボールペン(赤色)で表紙に123
45	10634	22 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧東郷々」ボールペン(赤色)で表紙に123
46	10634	23 1 契約書	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧種脇郷」平山武光外貳百九十一人。付箋多し。ボールペン(赤色)で表紙に124
47	10634	23 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧種脇郷」ボールペン(赤色)で表紙に124
48	10634	24 1 契約書	大正	8	12	12	1	冊子	(表紙)「旧入来郷」付箋あり。ボールペン(赤色)で表紙に125
49	10634	24 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧入来郷」ボールペン(赤色)で表紙に125
50	10634	25 1 契約書	大正	8	11	24	1	冊子	(表紙)「旧蘭牟田郷」「榊山淳直」付箋「蘭牟田郷」ボールペン(赤色)で表紙に126甲
51	10634	25 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧蘭牟田郷」「榊山淳直外百八十四人」ボールペン(赤色)で表紙に126甲
52	10634	26 1 契約証	大正	8	11	24	1	冊子	(表紙)「蘭牟田郷」「榊山袈裟次郎外拾七人」ボールペン(赤色)で表紙に127乙
53	10634	26 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「蘭牟田郷」ボールペン(赤色)で表紙に127乙
54	10634	27 1 契約書	大正	8	10	26	1	冊子	(表紙)「旧山崎郷」宮地御哉外百七人」ボールペン(赤色)で表紙に128
55	10634	27 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧山崎郷」ボールペン(赤色)で表紙に128
56	10634	28 1 契約書	大正	8	12	25	1	冊子	(表紙)「薩摩郡宮之城郷」鹿兒島縣薩摩郡宮之城町屋地千四拾壹番地井上勇外四百六十六人」ボールペン(赤色)で表紙に129
57	10634	28 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧宮之城郷」ボールペン(赤色)で表紙に129
58	10634	29 1 契約書	大正	8	10	25	1	冊子	(表紙)「旧鶴田郷」西川政之進外百五十八人」ボールペン(赤色)で表紙に130
59	10634	29 2 委任状	大正	8	10		1	冊子	(表紙)「旧鶴田郷」ボールペン(赤色)で表紙に130
60	10634	30 1 契約書	大正	8	11	28	1	冊子	(表紙)「旧佐志郷」ボールペン(赤色)で表紙に131
61	10634	30 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧佐志郷」ボールペン(赤色)で表紙に131
62	10634	31 1 契約書	大正	8	10	22	1	冊子	(表紙)「旧大村郷」ボールペン(赤色)で表紙に132
63	10634	31 2 委任状	大正	8	10	22	1	冊子	(表紙)「旧大村郷」ボールペン(赤色)で表紙に132
64	10634	32 1 契約書	大正	8	12	21	1	冊子	(表紙)「下飯村」鹿兒島縣薩摩郡下飯島村手打百九拾五番戸和田伊太郎外貳拾參人」ボールペン(赤色)で表紙に133
65	10634	32 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「下飯村」ボールペン(赤色)で表紙に133
66	10634	33 1 契約書	大正	8	11	13	1	冊子	(表紙)「旧黒木郷」日置三次外百人」ボールペン(赤色)で表紙に134
67	10634	33 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧黒木郷」ボールペン(赤色)で表紙に134
68	10634	34 1 契約書	大正	8	12	14	1	冊子	(表紙)「旧飯島郷」ボールペン(赤色)で表紙に135
69	10634	34 2 委任状	大正	8			1	冊子	(表紙)「旧飯島郷」ボールペン(赤色)で表紙に135
70	10634	35 0 薩州給黎郡喜入上村御検地名寄帳	享保	10	4	15	1	冊子	(表紙)「三冊之内 三番 平田平六」享保10年4月15日
71	10634	36 0 薩州給黎郡喜入下村御検地名寄帳	享保	10	6	28	1	冊子	(表紙)「三冊之内 壹番 平田平六」享保10年6月28日
72	10634	37 0 薩州給黎郡喜入下村御検地名寄帳	享保	18	12	15	1	冊子	(表紙)「貳冊之内 壹番」享保18年12月15日
73	10634	38 0 隅州彌峯郡国分上小川村御検地名寄帳	安政	5	5	15	1	冊子	(表紙)「三冊之内 三番 郡奉行関山鬼散太」安政5年5月15日



通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	数量	形態	備考
102	3	10649	29	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊四」 始めに「鹿児島事務所から〔氏名記入ナシ〕先生」宛で「啓上別紙額領地帳ハ義二差上置候領地帳ニ比スルハ頭ル良好ノモノト被認候ニ付領地帳被下度候也」との書状案文、以下「額領地帳四名寄帳四冊之内番書」、「甲第(ハヤ)号証ノ二 宝曆九年己卯三月廿四日 薩州額領地郡額領地村御検地名寄帳 四冊之内番書」、「甲第(ハヤ)号証ノ三 宝曆九年己卯三月廿四日 薩州額領地郡額領地村御検地名寄帳 四冊之内三番」など
103	3	10649	30	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊五」内には、「参考材料 甲第号証再調査説明書」がある。この最初の項目に「甲第一号証トシテ義二提出シタル上飯島郷領地帳ハ調査ニ錯誤アリコトヲ発見シタルニ依リ更メテ調査シタル結果ヲ左ニ記ス」と見え、以下 甲第一号証の番号にしたい参考材料として解説文を記す。最後に「所務米受私帳ト領地帳トノ関係」あり。次に、「甲第十七号証ノ書 永作淳良名寄帳 布泊方限」写、「甲号拾七号証ノ式 宝曆七年丁丑七月十九日 浦名村永作地淨免名寄帳 小豆ヶ迫・川内」写と「甲号証説明書」がある。(以下略)
104	3	10649	31	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊四拾五」内には、「各郷高及按地帳計算書 附城下諸郷高惣計算書・公債下付高取調書・請求高及所務米元高取調書」として以下各記録。「城下諸郷高計算書」、「大村郷高計算書 附城地帳計算書」、「鶴田郷高計算書 附城地帳計算書」、「高尾野郷高計算書 附城地帳計算書」、「高城郷高計算書 附城地帳計算書」、「高城郷高計算書 附城地帳計算書」、「伊集院(ハヤ)郷高計算書 附城地帳計算書」、「高江郷高計算書 附城地帳計算書」、「永利郷高計算書 附城地帳計算書」、「野田郷高計算書 附城地帳計算書」、「隈之城郷高計算書 附城地帳計算書」(以下略)
105	3	10649	32	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊四拾六」内には、「川辺郷高計算書 附城地帳計算書」、「宮之城郷高計算書 附城地帳計算書」、「高山郷高計算書 附城地帳計算書」、「国分郷高計算書 附城地帳計算書」、「大始良郷高計算書 附城地帳計算書」、「始良郷高計算書 附城地帳計算書」、「谷山郷高計算書 附城地帳計算書」、「高原郷高計算書 附城地帳計算書」、「佐多郷高計算書 附城地帳計算書」、「志布志郷高計算書 附城地帳計算書」、「大根占郷高計算書 附城地帳計算書」、「志布志郷高計算書 附城地帳計算書」(以下略)
106	3	10649	33	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊四拾七」内には、「吉田郷高計算書 附城地帳計算書」、「指宿郷高計算書 附城地帳計算書」、「加治木郷高計算書 附城地帳計算書」、「横山郷高計算書 附城地帳計算書」、「大口郷高計算書 附城地帳計算書」、「伊集院郷久佐村・古城村高計算書 附城地帳計算書」(伊集院(合併計算ノコト)。「羽月郷高計算書 附城地帳計算書」、「垂水郷高計算書 附城地帳計算書」、「大崎郷高計算書 附城地帳計算書」、「櫻島郷高計算書 附城地帳計算書」、「湯之尾郷高計算書 附城地帳計算書」(以下略)
107	3	10649	34	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊四拾八」内には、「出訴洩郷名取調帳」がある。「明治四年当時、明治十八年現在、訴状記載ノ分、出訴洩ノ分」と項目があり、「出訴洩ノ分」に記載しているのは、水吉、清水、帖佐、高隈、柳、栗野、田布施、野尻、高城、穆佐、次木、高岡、小林、倉岡、加久藤、山之口、三股、吉田、馬関田(真幸)、綾、都城、庄内、高崎の22郷。次に「明治四二年第六一八号事件 答申書」(大正八年月日付 原告代理人)、「甲号証異動(ハヤ)説明書」、他に「参考資料、「明治四十二年六一八号」之未四拾号証 藩内軍備調査」など
108	3	10649	35	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊四拾九」内には、「甲第証異議説明書」(再訂分)、「認否申立書二対スル原告弁明書」(材料)、「大正8年7月11日付「法律第卅四号ニ依り出訴分撥計算書」同日付「法律第卅四号ニ依り出訴分撥定額計算書」大正8年月日大蔵大臣高橋是時宛「願書(事実及理由・立証)」上「計算書」上「證據物写」(券号号証 各郷領地帳)表紙「券式号証 鹿兒(ハヤ) 泉下金額取調帳及異動記載簿」表紙など「券参号証 各郷士族協力高所務米受私帳」表紙、第四号証 国庫恩賞諸録」表紙など)
109	3	10649	36	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊五拾」内には、「鹿兒島県士族卒録高取調帳」表紙、「士族卒録高取調帳 鹿兒島県」表紙など、「券式号証 明治六年西四月諸外城土着士族高井協力高分配人数郷々取分調帳 鹿兒島県」表紙など、「券参号証 国庫恩賞諸録」表紙、「券式号証 歴代制度」表紙など、「鳥津家歴代制度 卷之六 複合出来」の略記、「第五号証 国庫恩賞諸録」表紙など、「第六号証」には壬申九月十八日付井上大蔵大輔宛鹿児島県参事権原国幹願書。「第七号証 秩祿処分類末略」。「第八号証 明治六年西四月城土着士族卒録高井協力高分配人数郷々取分調帳」
110	3	10649	37	0			1	冊子	表紙「鹿児島県協力高事件 整理書冊五拾壹」内には、「買収公債下付高取調台帳 附一覽表」、以下各外城ごとに記載。以下処分時期が判明しているものは年月日を記載、不明は「年月未詳」と記載。その他、類字綴込」表紙、「明治自十年至十二年国庫恩賞諸録」表紙など、「明治十九年十月ヨリ廿四年二至五蔵省命令書綴 知事官房往復掛」表紙など、「券参類国債別帳」表紙など、「鹿児島県協力金券調」、「明治六年西四月諸外城土着士族卒録高井協力高分配人数郷々取分調帳」、「鹿児島士族卒録高井」など

通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	数量	形態	備考
111	10649	38 0 家禄賞典祿給与未済額給与二関スル建議案					1	冊子	和綴じされていない。野紙に「第七号証」以下記載の明治5年11月付井上馨大藏卿宛ての都城県参事桂久武・同県権参事上村行敏連署届書写(同じ写3枚)あり。鹿児島県控検訴訟事務所の野紙
112	10649	39 0 鹿児島県申渡士族売買祿二係ル八升一合米下戻額処分之義二付同					1	冊子	【国債第七号】鹿児島県控検訴訟事務所の野紙
113	10649	40 0 祿高処分二関スル陳情書					3	一紙	鹿児島県士族祿高請願委員總代の本渡矢一郎(康隆)・鬼塚慶藏の連名。活字
114	10649	41 0 族籍二関スル法律規則抜書					1	冊子	明治初年より明治27年に至る法律規則抜書。非売品。活字。裏表紙見返しに未書の書き込みあり。
115	10649	42 0 協力高公債証書御下附請願二関スル答弁書写					1	冊子	奥書に祿高請願委員總代の麥刈弥左衛門・本渡矢一郎(康隆)・川添孫四郎の連名。活字
116	10649	43 0 旧鹿児島藩士族協力高二対スル公債下附請願二関スル陳情書					1	冊子	奥書に祿高請願委員總代の本渡矢一郎(康隆)・川添孫四郎・鬼塚慶藏の連名。活字
117	10649	44 0 請願人總代一同意見書					1	冊子	弁護士料に関する、請願人總代一同の意見書
118	10649	45 1 委任状 旧市成郷					1	冊子	※ 以下、委任状・契約証(45)～(58)は、一括して紙袋に入っていた。紙袋には、「大正二年 四拾貳年本契約なる協力高契約書 本渡康隆」の裏書。表書に郷名記載
119	10649	45 2 契約証 旧市成郷					1	冊子	※ 年号月日がないが、契約証と同年月日と推定(以下、委任状に年月日のないものについては同じ考え方による。)
120	10649	46 1 委任状 旧田代郷					1	冊子	
121	10649	46 2 契約証 旧田代郷					1	冊子	
122	10649	47 1 委任状 旧高山郷					1	冊子	
123	10649	47 2 契約証 旧高山郷					1	冊子	
124	10649	48 1 委任状 旧新破郷					1	冊子	
125	10649	48 2 契約証 旧新破郷					1	冊子	
126	10649	49 1 委任状 旧伊作郷					1	冊子	
127	10649	49 2 契約証 旧伊作郷					1	冊子	
128	10649	50 0 契約証 旧山崎郷					1	冊子	契約証のみ、委任状は綴じられていない。
129	10649	51 1 契約証 旧山野郷					1	冊子	
130	10649	51 2 委任状 旧山野郷					1	冊子	
131	10649	52 1 委任状 旧上瓶郷					1	冊子	
132	10649	52 2 契約証 旧上瓶郷					1	冊子	
133	10649	53 1 委任状 旧樋脇郷					1	冊子	
134	10649	53 2 契約証 旧樋脇郷					1	冊子	
135	10649	54 1 委任状 旧川辺郷					1	冊子	
136	10649	54 2 契約証 旧川辺郷					1	冊子	
137	10649	55 1 委任状 旧東郷郷					1	冊子	
138	10649	55 2 契約証 旧東郷郷					1	冊子	
139	10649	56 1 契約証 旧阿久根郷					1	冊子	
140	10649	56 2 委任状 旧阿久根郷					1	冊子	
141	10649	57 1 契約証 伊作村					1	冊子	
142	10649	57 2 委任状 伊作村					1	冊子	
143	10649	58 1 契約証 伊作村					1	冊子	
144	10649	58 2 委任状 伊作村					1	冊子	表紙袋綴じ中に、本渡矢一郎(康隆)宛の山口嘉之助他二名連署書状の抜き込みあり。
145	10649	59 0 契約証 西国分村					1	冊子	青い野紙の抜き込みあり。※ 以下、(59)～(63)は、一括して紙袋に入っている。紙袋には、「大正二年二月追加契約納 旧鹿児島藩各郷契約入 本渡康隆」とある。
146	10649	60 0 契約証 伊作村					1	冊子	【伊作村 一四】
147	10649	61 0 契約証 伊作村					1	冊子	【伊作村 一四】
148	10649	62 0 旧伊作郷士族人員書付					1	冊子	【旧伊作郷士族人員合六十六名】
149	10649	63 0 本渡祐徳葉書					1	葉書	本渡康隆宛
150	10649	64 0 契約証 加世田郷					1	冊子	※ 以下、契約証(64)～(95)は、一括して紙袋に入っている。紙袋には、「大正二年六月壹分増契約入廿一ヶ村分 旧鹿児島藩祿高訴訟契約証入 甲 本渡」とある。加世田郷はか63ヶ村の契約書

通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	数量	形態	備考
151	10649	0 契約証 伊集院 入佐村	大正	2	5	15	1	冊子	
152	10649	66 0 契約証 伊集院郷	大正	2	4	4	1	冊子	
153	10649	67 0 契約証 伊集院郷 蕨村	大正	2	5	10	1	冊子	
154	10649	68 0 契約証 桜島郷	大正	2	5	14	1	冊子	
155	10649	69 0 契約証 垂水村	大正	2	5	14	1	冊子	
156	10649	70 0 契約証 山田郷	大正	2	4	25	1	冊子	
157	10649	71 0 契約証 伊集院郷 飯牟礼村	大正	2	5	13	1	冊子	4月13日付の池田喜之助封紙が挟み込まれている。
158	10649	72 0 契約証 高山郷	大正	2	5	10	1	冊子	
159	10649	73 0 契約証 阿多郷	大正	2	5	10	1	冊子	
160	10649	74 0 契約証 吉松郷	大正	2	4	1	1	冊子	
161	10649	75 0 契約証 湯ノ尾郷	大正	2	5	5	1	冊子	伊佐郡夔刈村の人々が契約者
162	10649	76 0 契約証 歌根郷	大正	2	5	5	1	冊子	
163	10649	77 0 契約証 恒吉郷	大正	2	5	3	1	冊子	表紙見返しに、松下景廣の送り状が添付されている。
164	10649	78 0 契約証 市成郷	大正	2	5	5	1	冊子	表紙なし。後高瀬川整理事務所の罫紙
165	10649	79 0 契約証 吉田郷 岡谷村	大正	2	5	10	1	冊子	宮崎県西諸郡真幸村の人々が契約者
166	10649	80 0 契約証 吉田郷	大正	2	5	10	1	冊子	表紙に5月31日付の「西諸郡真幸村 境田新助」の紙片を添付
167	10649	81 0 契約証 指宿郷	大正	2	5	25	1	冊子	
168	10649	82 0 契約証 馬越郷 徳辺村	大正	2	6	3	1	冊子	伊佐郡夔刈村の人々が契約者
169	10649	83 0 契約証 鶴田郷	大正	2	5	28	1	冊子	
170	10649	84 0 契約証 伊作郷	大正	2	5	27	1	冊子	月日なし
171	10649	85 0 契約証 山田郷	大正	2	5	26	1	冊子	
172	10649	86 0 契約証 高原郷	大正	2	5	20	1	冊子	
173	10649	87 0 契約証 大杉良郷	大正	2	5	20	1	冊子	年月日なし。前後の契約書と同年と推定
174	10649	88 0 契約証 百引郷	大正	2	5	23	1	冊子	川辺郡東南方村の人々が契約者
175	10649	89 0 契約証 東南方郷	大正	2	5	18	1	冊子	
176	10649	90 0 契約証 伊集院郷 福山	大正	2	5	19	1	冊子	
177	10649	91 0 契約証 樋脇郷 谷ノ原	大正	2	11	15	1	冊子	総代鶴田信熊のみ記名押印。【外捨名】
178	10649	92 0 契約証 谷山郷	大正	2	6	2	1	冊子	6月2日付の谷山村役場書状（「鹿児島郡谷山村役場」の罫紙）の挟み込みあり。
179	10649	93 0 契約証 財部郷	大正	2	5	23	1	冊子	
180	10649	94 0 契約証 勝目郷	大正	2	5	23	1	冊子	川辺郡勝目村の人々が契約者
181	10649	95 0 契約証	一紙				1	一紙	基太村一仁・高親、島津新八郎代理基太村親高の名前と家禄・貴典禄石高を記載
182	10649	96 0 委任状案・契約証案	明治				1	冊子	活字委任状二枚、以下、「旧鹿児島藩祿高整理事務所」罫紙に、委任状・契約証の案（草稿）記載
183	10649	97 1 委任状 山野村	明治				1	冊子	
184	10649	97 2 委任状 山野村	明治				1	冊子	
185	10649	97 3 契約証書					1	冊子	
186	10649	97 4 契約証案					1	冊子	「旧鹿児島藩祿高整理事務所」の罫紙
187	10649	98 0 委任状 中郷字村	明治				1	冊子	鹿児島郡中郷字村二名
188	10649	99 1 委任状 串良村	大正	5	10	8	1	冊子	付箋「当分不在」あり。
189	10649	99 2 委任状 肝付郡串良村	大正	5	10	8	1	冊子	
190	10649	100 1 委任状 財部村	大正	5	10	9	1	冊子	
191	10649	100 2 契約証 嚙味部財部村	大正	5	10	9	1	冊子	
192	10649	101 1 委任状 垂水村	大正	5	10	15	1	冊子	
193	10649	101 2 契約証 肝付郡垂水村	大正	5	10	15	1	冊子	
194	10649	102 0 契約証 旧志布志郷蓬原村	大正	4			1	冊子	年月日なし。行政訴訟代理人三名のうち、大正3年11月の川添孫四郎死去をうけ、改めて本渡康隆・鬼塚慶蔵との契約を結ぶ内容の文面
195	10649	103 0 契約証 旧志布志郷伊作田	大正	4			1	冊子	年月日なし。行政訴訟代理人三名のうち、大正3年12月の川添孫四郎死去をうけ、改めて本渡康隆・鬼塚慶蔵との契約を結ぶ内容の文面

通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	数量	形態	備考
196	10649 104 0	契約証 水引村	大正	2	11	20	1	冊子	西水引村・東水引村
197	10649 105 0	契約証 出水郷	大正	2	11	17	1	冊子	
198	10649 106 0	限ノ城村濱田一志印鑑証明願・委任状・請求書	明治	39			1	冊子	
199	10649 107 0	限ノ城村曾木吉之進印鑑証明願・委任状・請求書	明治	39			1	冊子	仮綴じの紙綴りが切れている。
200	10649 108 0	限ノ城村東善助印鑑証明願・委任状・請求書	明治	39			1	冊子	
201	10649 109 1	契約証 旧真幸郷 (旧馬関田郷)	大正	8	9	18	1	冊子	委任状とともに「旧真幸郷ノ内馬関田村 協力高訴訟契約書入」の封筒に入っていたもの。
202	10649 109 2	委任状 旧真幸郷 (旧馬関田郷)	大正	8			1	冊子	契約証とともに「旧真幸郷ノ内馬関田村 協力高訴訟契約書入」の封筒に入っていたもの。
203	10649 110 1	契約書 伊佐郡山野村	大正	8	12	31	1	冊子	「旧鹿兒島藩士族寮高請願事務所」の野紙
204	10649 110 2	委任状 伊佐郡山野村	大正	8			1	冊子	「旧鹿兒島藩士族寮高請願事務所」の野紙
205	10649 110 3	委任状 伊佐郡山野村	大正	8			1	冊子	「旧鹿兒島藩士族寮高請願事務所」の野紙
206	10649 111 0	家禄賞典檢地分並国事犯取扱者給与地分二開スル出願及出訴手続略解	大正	8			1	一紙	理財局臨時執務課。大正八年法律第三十四号・第三十五号裏から折り目を補強
207	10649 112 0	本渡康盛願書・計算書・証契物字	大正	8			2	冊子	大蔵大臣高橋是清宛※ 以下、契約証など (112) ~ (146) は一括して紙袋 (郷村名記入) に入っていた。
208	10649 113 0	契約証 額庭村	明治	42	3	10	1	冊子	契約証竝に追記あり。
209	10649 114 0	契約証 樋脇郷	大正	2	5	29	1	冊子	
210	10649 115 1	契約証 伊作村 七人	明治	42	12	12	1	冊子	
211	10649 115 2	委任状 伊作村	明治				1	冊子	
212	10649 115 3	委任状 伊作村	明治				1	冊子	
213	10649 116 0	契約証 山崎郷	大正	2	6	7	1	冊子	
214	10649 117 0	契約証 田代郷	大正	2	5	30	1	冊子	
215	10649 118 0	契約証 肝属郡西良良村	大正	2	4	3	1	一紙袋綴じ	
216	10649 119 0	契約証 福幸田郷	大正	2	5	7	1	冊子	
217	10649 120 0	契約証 高城郷	大正	2	6	3	1	冊子	
218	10649 121 0	契約証 高江郷	大正	2	5	14	1	冊子	
219	10649 122 0	契約証 上飯郷	大正	2	3	24	1	冊子	
220	10649 123 0	契約証 隈之城村	大正	2	11	13	1	冊子	表紙なし
221	10649 124 0	追加契約書 旧佐志郷	大正	2	11	13	1	冊子	表紙に付紙あり。
222	10649 125 0	契約証 下東郷	大正	2	6	25	1	冊子	薩摩郡下東郷村の人々が署名
223	10649 126 0	契約証 永利村	大正	2	11	19	1	冊子	表紙なし
224	10649 127 0	契約証 蒲生郷	大正	2	5	13	1	冊子	
225	10649 128 0	契約証 国分村	大正	2	11	26	1	冊子	表紙なし
226	10649 129 0	契約証 加治木郷	大正	2	9	16	1	冊子	表紙なし
227	10649 130 0	契約証 東裏山村	大正	2	12	3	1	冊子	表紙なし
228	10649 131 0	契約証 福山村	大正	2	12	3	1	冊子	表紙なし。署名部分は「鹿兒島縣秩禄訴訟事務所」野紙を使用
229	10649 132 0	契約証 旧大根占郷	大正	2	6	1	1	冊子	
230	10649 133 0	契約証 平佐村	大正	2	11	9	1	冊子	表紙なし
231	10649 134 0	契約証 野田郷	大正	2	5	19	1	冊子	
232	10649 135 0	契約証 高尾野村	大正	2	11	17	1	冊子	表紙なし
233	10649 136 0	契約証 長島郷	大正	2	6	15	1	冊子	表紙なし
234	10649 137 0	契約証 阿久根村	大正	2	11	18	1	冊子	
235	10649 138 0	契約証 曾木郷	大正	2	10	15	1	冊子	
236	10649 139 0	契約証 伊佐郡大口村	大正	2	5	18	1	冊子	
237	10649 140 0	契約証 志布志郷	大正	2	12	2	1	一紙袋綴じ	表紙なし
238	10649 141 1	契約証 大崎郷	大正	2	7	15	1	冊子	重富住武ほか署名

通番	登録番号	資料名	元号	年	月	日	数量	形態	備考
239	10649	141 2 契約証 大崎郷	大正	2	7	15	1	冊子	小野嘉平ほか署名
240	10649	142 0 契約証 川辺郷	大正	2	5	24	1	冊子	本冊の後に、5月25日付唐仁原知方書状と契約証(5月24日付、罫紙)が綴じられている。
241	10649	143 0 契約証 川辺郷西南方村	大正	3	1	22	1	冊子	表紙なし。署名部分は「鹿児島県秩祿訴訟事務所」罫紙を使用
242	10649	144 0 契約証 日置郷	大正	2	11	22	1	冊子	
243	10649	145 0 契約証 日置郷西市来村	大正	2	11	21	1	冊子	表紙なし
244	10649	146 0 契約証 旧郡山郷	大正	2	7	21	1	冊子	
245	10649	147 1 契約証 鹿屋町 中名	大正	7	1	20	1	冊子	釘田貞二差出の封筒あり。
246	10649	147 2 契約証 鹿屋町 蔵川	大正	7	1	25	1	冊子	池田源秋差出の封筒あり。
247	10649	148 0 鹿児島藩協力高行政弁論筆記	大正	7	3	6	1	冊子	
248	10649	149 0 専理審問調書					1	冊子	
249	10649	150 0 審問調書					6	冊子	「四十二年第六一八号事件 原告 中村喜之助外三二五一名 被告 蔵相」。鹿児島県秩祿訴訟事務所」の罫紙全て「明治四十二年第六一八號」関係。全6冊。一冊は「濱地法律事務所」罫紙、他は「鹿児島県秩祿訴訟事務所」罫紙
250	10649	151 0 旧各郷士族訴訟人名簿					1	冊子	旧樋脇郷、市来郷、新城郷、高山郷、山野郷、東郷郷、田代郷、上飯郷、川辺郷
251	10649	152 0 旧各郷士族訴訟人名簿					1	冊子	伊作村
252	10649	153 0 旧各郷士族訴訟人名簿					1	冊子	田代村、新城村、市来村、山野村、高山村。田代郷・新城郷・山野郷の付箋あり。
253	10649	154 0 旧各郷士族訴訟人名簿					1	冊子	川辺村
254	10649	155 0 鹿児島県協力高事件追加契約証用紙	大正				32	一紙	活字・黒罫紙。用紙32枚が紙袋「鹿児島県追加契約用紙」に入っている。
255	10649	156 0 飯島御牧地帳写					3	冊子	「鹿児島県秩祿訴訟事務所」の罫紙使用一冊。他の二冊は「旧鹿児島藩士族寮高請願事務所」の罫紙を使用。封筒二つあり。一つは「東京事務所へ持参用」、「地券台帳照合済入」と表記。一つは「飯島御牧地帳写」の表記
256	10649	157 0 宗門手札改閥係覚					1	冊子	虫損著しい。
257	10649	158 0 本渡康隆関係書類・領収書等					1	冊子	債権時報号外、森田弥兵衛領収書、藤安呉服店書類、電報速達、東陽堂広告、筑前琵琶定師表 など
258	10649	159 0 八升一合米二付スル旧城下落高持主請願者募集簿・開田事業計画書等					1	冊子	八升一合米二付スル旧城下落高持主請願者募集簿、鹿児島藩士族寮高請願事務所書類(予算書、事務所経費等)、開田事業計画書など
259	10649	160 0 垂炭名書付					1	冊子	芝区居住分。子鶴伊集院兼知以下記載。渡辺千秋、調所廣次、松方正義、湯地定基などの名あり。
260	10649	161 0 杉木立調査票・中馬熊太郎宛領収書					1	冊子	杉木立調査票(3枚)、領収書綴
261	10649	162 0 琉球藩吏役修請求金残額					1	冊子	本渡矢一郎(康隆)宛
262	10649	163 0 旧大村郷士族各自持高合計算等					3	一紙	「鹿児島県秩祿訴訟事務所」罫紙。他二枚は、「旧鹿児島藩寮高請願事務所」罫紙・「旧鹿児島藩郷士族出来米五ヶ年計算任状書」原簿用紙に数字を記載したもの
263	10649	164 0 協力高事件本渡康隆関係封筒・紙袋					5	封筒紙袋	大正11年3月の「建議案文」、「被告立申立書」、「甲第拾号前并説明・乙号証援用申立書・乙号証二付スル認否并答弁」(大正七年二月十五日)、「大正四年年度訴訟書類袋」、「十五通帳」
267	10649	188 0 武満義雄書類	大正	9	9	16	1	封書	鹿児島市船津町鳥丸病院方の本渡康隆宛
288	10649	189 0 武満義雄書類	大正	9	9	20	1	封書	鹿児島市船津町鳥丸家方の本渡康隆宛
289	10649	190 0 武満義雄書類	大正	9	9	7	1	封書	鹿児島市船津町 旧鹿児島藩士族寮高請願事務所方の本渡康隆宛
318	10649	219 0 牧龍五郎書類	大正	12	7	23	1	封書	鹿児島市船津町の中馬熊太郎宛。封書表に「七月廿六日犬迫氏へ問合せ」と記す。書状料紙は「旧鹿児島藩秩祿請願訴訟事務所」罫紙
319	10649	220 0 牧龍五郎書類	大正	12	8	17	1	封書	鹿児島市船津町鳥丸様方の本渡康隆宛。不在票添付。鳥丸から薩摩郡上東郷村への回送を依頼
320	10649	221 0 牧龍五郎書類	大正				3	封書	本渡(康隆)宛。封書表紙に住所記載なし。書状料紙は「鹿児島県秩祿訴訟事務所」罫紙
330	10649	231 0 本渡祐秋書類	大正	12	9	2	1	封書	大正12年8月26日付本渡康隆封書・「鹿児島県秩祿訴訟事務所」罫紙記載の牛根郷関係の記事を封入する。鹿児島市船津町鳥丸様方の本渡康隆宛
339	10649	240 0 鹿児島藩士族寮高請願事務所収支計算書					1	封書	他に鹿児島県秩祿訴訟事務所牧氏書類並調書、松崎静夫宛本渡康隆書類並収支計算書同封
340	10649	241 0 鹿児島県秩祿訴訟事務所収支計算書	大正	9			1	封書	
341	10649	242 0 上申文原紙並必要紙数書付					1	封書	
343	10649	244 0 鹿児島藩士族寮高請願事務所勘定書	大正	10	1		1	封書	大正十年一月分勘定書入
344	10649	245 0 本渡康隆事務所支払計算書	大正	11			1	封書	大正十一年二月・三月分
345	10649	246 0 借用分担額計算書	大正	7	10	16	1	封書	本渡康隆が中馬熊太郎と連帯分担云々を裏書する。中馬熊太郎書類二通、川畑平二郎書類、分担計算書など一括
349	10649	250 0 鹿児島県秩祿訴訟中央事務所本渡康隆・尾塚慶蔵連署依頼書	大正	4	7		1	封書	樋脇村長、大崎村、鹿屋郷上名村長、伊集院村長、大始良村、曾木村長、大口村長、本城村長、申良村、大口郷木ノ尻村長、市成村、敷根村の各人宛と原簿一括
352	10649	253 0 本渡康隆宛小根白村返封	大正	5	10	5	1	封書	薩摩郡上東郷村の本渡康隆宛

※ 本渡康隆宛の書類等は、枝番号で259番までである。協力高事件に関係しない私信・家族・親族間のものも含まれるため、一部省略した。表中の「」は朱書を示す。